

特記事項

工事名： R4年度 松江市漁業集落排水処理施設 手結処理区機能保全施設整備工事(第4期)

(一般共通)

1. 工事着手前に、施工により影響を及ぼすと予想される家屋・工作物等については、監督員と協議の上調査を行い、図面・写真等を整備すること。
2. 代替駐車場の設置・確保については、事前に監督職員と協議を行い、必要な場合は受注者において確保すること。また、供用中はその管理を行うこと。
なお、農地を代替駐車場として使用する場合（現場事務所、資材置き場等、工事に伴い使用するものすべて）は、受注者の責任において農地法の手続きを適切に行い監督職員に報告すること。
3. 不可視部、協議を必要とする箇所の写真管理を徹底するとともに、着手前に段階確認について監督員と協議し、施工計画書に記載すること。
4. 舗装工の出来形管理については次の点について注意すること。
 - ・舗装測点（面積計算に使用する各点）は釘を使用しないこと。（マーキング可）
 - ・マンホール等、1㎡未満の面積控除は不要とする。（1箇所当り1㎡未満の構造物）
（ただし、全体舗装面積が小規模で控除面積の割合が大きい場合は、監督職員に確認すること。）
 - ・面積計算にあたっては、なるべく長方形や台形で面積計算を行うこと。
また、できるだけ設計の測点を用いること。
5. 路面影響部分の復旧については、監督職員と協議すること。

(上水共通)

- 上水1. 施工管理、出来形管理、品質管理基準及び工事写真撮影基準、通水試験その他については、旧松江市水道局「水道工事施工管理基準」に基づき管理を行い、本工事施工に関連する項目については抜粋し、施工計画書に記載の上監督員の審査・承認を受けること。
なお、「水道工事施工管理基準」については松江市上下水道局ホームページよりダウンロードできる。

(下水共通)

- 下水1. 管理基準・設置基準等は上下水道局建設課備付けのものを参照すること
- 下水2. 建設工事公衆災害防止対策要綱及び酸素欠乏等防止規則を遵守すること。
- 下水3. 汚水柵設置の位置等の協議、施工は公共柵設置基準により行い、承諾書の作成は要領により受注者が行うこと。また、設置時の水道・ガス管等の移設は受注者が負担すること。
- 下水4. 舗装復旧前に管内ビデオ撮影特記仕様書により撮影し、資料を提出すること。
- 下水5. 侵入水又は漏水は、僅かでも認めない。

(個別事項)

1. 工事の際、施設の稼働に影響がある場合は、施設管理者と綿密な工程打合せ及び調整を行い施工すること。
2. 本工事における総合ループ試験については、別途、「R4年度 下水道遠隔監視システム機能向上開発業務委託（仮称）」の受注業者と、工程調整の上実施すること。
ループ試験時に確認できた不具合箇所については、その都度修正し、再度試験を実施すること。